

環 廃 第 4 0 3 号  
平成 30 年 12 月 28 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課長

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令の  
施行について (通知)

このことについて、平成 30 年 11 月 2 日付け環循規発第 1811021 号により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員への周知について御配慮ください。

<改正点>

中小企業者等が高濃度 PCB 廃棄物を処分する場合に、処理料金が 70%軽減される中小企業者等の負担軽減措置制度について、下表のとおり助成対象の中小企業者等の範囲を拡充する。

○会社法に基づく「会社」以外の法人であって、中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人。

(例) 信用金庫、労働金庫、一般社団法人、公益財団法人等

改正前	改正後
常時使用する従業員の数が百人以下の法人であるもの。	<u>常時使用する従業員の数が中小企業支援法第二条第一項第一号から第三号までに定める業種ごとに当該各号に定める従業員の数以下の法人 (会社を除く。以下同じ。)(国の機関又は地方公共団体を除く。)</u> であって、 <u>当該各号に定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人であるもの。</u>

担 当 産業廃棄物班  
電話番号 054-221-2424

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体
- 五 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号のいずれかに該当する者であるもの(前号に掲げるものを除く。)

○中小企業支援法施行令

(昭和三十八年九月二十日)

(政令第三百三十四号)

中小企業指導法施行令をここに公布する。

中小企業支援法施行令

(平一二政二二〇・改称)

内閣は、中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)第二条第三号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中小企業者の定義)

第一条 中小企業支援法(以下「法」という。)第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(昭四八政三一〇・昭五五政二四一・平一一政三八六・平一二政二二〇・平一八政一八〇・一部改正)

(市の指定)

第二条 法第三条第一項の政令で指定する市は、次のとおりとする。

- 一 札幌市
- 二 仙台市
- 三 さいたま市
- 四 千葉市
- 五 横浜市
- 六 川崎市
- 七 静岡市
- 八 名古屋市

- 九 京都市
- 十 大阪市
- 十一 神戸市
- 十二 広島市
- 十三 北九州市
- 十四 福岡市

(昭四〇政七四・昭四七政一六五・昭五五政二四一・平元政二六七・平三政三七〇・平一二政二二〇・平一五政六二・平一六政三六二・一部改正)

(受験手数料)

第三条 法第十二条第五項の受験手数料の額は、三万二千三百円を超えない範囲内において実費を勘案して経済産業省令で定める額とする。

(平一二政五三〇・追加)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三十一日政令第七四号)

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月四日政令第一六五号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月一五日政令第三一〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年九月二九日政令第二四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年九月一六日政令第二六七号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成三年一二月一八日政令第三七〇号）抄  
（施行期日）

- 1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月三日政令第三八六号）抄  
（施行期日）

- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年五月八日政令第二二〇号）抄  
（施行期日）

- 1 この政令は、中小企業指導法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年五月九日）から施行する。

附 則（平成一二年一二月二二日政令第五三〇号）  
この政令は、平成十三年四月十六日から施行する。

附 則（平成一五年三月二四日政令第六二号）抄  
（施行期日）

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二五日政令第三六二号）  
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二六日政令第一八〇号）抄  
（施行期日）

- 第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

環循規発第 1811021 号  
平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長



独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令  
の施行について（通知）

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 21 号）が平成 30 年 10 月 30 日に公布され、同日施行されたところである。

については、下記について御了知の上、貴管内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の保管事業者等に周知しつつ、指導及び助言を行う際の参考とされたい。

記

第 1 改正の趣旨

PCB 廃棄物の処理方式を化学処理とする場合、その処理費用が通常の廃棄物と比べて相当高額にならざるを得ない上に、中小企業者等の費用負担能力が低いことから、PCB 廃棄物の早期かつ適正な処理を実現するために、基金を創設し、処理費用の負担軽減を図っているところである。処理に要する費用の範囲は、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号。以下「機構省令」という。）第 26 条各号において定められているところ、同条第 1 号においては、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（大企業の子会社等一定の要件を満たすものを除く。）その他常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用が規定されている。

一方で、会社法に基づく「会社」以外の法人であって、中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、業務内容等が「会社」と同様であるにもかかわらず、現行規定では「従業員の数が 100 人以下の法人」に該当しな

ければ費用の補助を受けられない状況であった。

以上を踏まえ、機構省令第 26 条第 1 号を改正することとした。

## 第 2 改正の内容

機構省令第 26 条第 1 号に定める処理に要する費用の範囲について、常時使用する従業員の数が、中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める業種ごとに、当該各号に定める従業員の数以下である会社以外の法人が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用を加える。

## 第 3 施行日

平成 30 年 10 月 30 日

以上

○環境省令第二十一号

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号及び第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三十日

環境大臣 原田 義昭

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲)</p> <p>第二十六条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第一項第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）<u>、</u>常時使用する従業員の数が中小企業支援法第二条第一項第一号から第三号までに定める業種ごと</p>	<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲)</p> <p>第二十六条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）<u>、</u>その他常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又</p>

く。以下同じ。）（国の機関又は地方公共団体を除く。）であつて、当該各号に定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。））に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものを除く。次号及び第四号において同じ。）の処理に要する費用（第三号から第五号までに掲げる費用を除く。次号において同じ。）

二〇五（略）

はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものを除く。次号及び第四号において同じ。）の処理に要する費用（第三号から第五号までに掲げる費用を除く。次号において同じ。）

二〇五（略）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

平成30年度  
省令改正版

**中小企業者等の  
方々の処理費用  
を軽減します。**



**中間貯蔵・環境安全事業株式会社**

# 目次

**中小企業者等軽減制度の概要** 1

---

**軽減制度の対象者** 2

---

**軽減制度の対象物** 3

---

**お申込みの手順** 4

---

**自己診断シート** 6

---

**申込書記入例（会社）** 8

---

**申込書記入例（個人事業主）** 9

---

**申込書記入例（中小企業団体・法人）** 10

---

**申込書記入例（個人）** 11

---

**申込書添付書類の一覧** 12

---

**お申込みから処理まで** 13

---

# 中小企業者等軽減制度の概要

## 中小企業者等の方々の費用負担を軽減します。

中小企業者などの保管事業者の方々が保管するPCB廃棄物の処理費用は、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による軽減措置の適用対象となります。対象範囲は「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令」に定められています。

### 対象になる方

- ・会社(株式・有限・合資・合名・合同)  
※みなし大企業は除く
- ・個人事業主
- ・中小企業団体
- ・法人 ※会社、中小企業団体を除く



### 処理料金の

70%

を軽減します

### 対象になる方

- ・個人



### 処理料金の

95%

を軽減します

お申込みは処理委託契約締結の直前です。

- ・処理委託契約の時期が近づいてきましたら、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からご連絡させていただきます。
- ・軽減制度の対象となるかどうか等、ご不明な点がございましたら、本社「中小軽減制度窓口」へお問い合わせ下さい。連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照下さい。

# 軽減制度の対象者

## 次の方々が軽減制度の対象者です。

### 中小企業者

#### 会社（株式・有限・合資・合名・合同）

①表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式数又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社は（みなし大企業者）対象外となります。）

②みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

③貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

※完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

### 個人事業主

表1において主たる業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業主

### 中小企業団体等

表2に定められる中小企業団体等

表1

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表2

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

### 法人（会社・中小企業団体を除く）

次のいずれかに該当する法人

- ・常時使用する従業員の数が100人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人。

※例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員の数が100人以下の法人が対象になります。

### 個人

次のいずれかに該当する者

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）

# 軽減制度の対象物

軽減制度の対象となるPCB廃棄物は、当社の処理対象物となる、高濃度PCBを使用したトランス・コンデンサ類、PCB油類、安定器等・汚染物、保管容器等です。

当社の処理対象物とならないPCB廃棄物は、軽減制度の対象外となります。

当社の処理対象物について、ご不明な点がございましたら、当社へお問い合わせください。連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照ください。

PCBを使用した機器を判別する方法は、日本電機工業会、日本照明工業会及び各メーカーのホームページ等をご確認ください。

	トランス・コンデンサ類	PCB油類	安定器等・汚染物	汚染された保管容器
	PCBを使用したトランス・コンデンサ類、これらと類似の形状・構造を有する電気機器（3kg以上）	トランス・コンデンサ類から抜き出したPCB油類	トランス・コンデンサ類のうち小型（3kg未満）のもの、安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等	
北九州 PCB 処理事業所	2018年3月31日 処分期間終了	○	○	○
大阪 PCB 処理事業所	○	○	※1	○
豊田 PCB 処理事業所	○	○	※1	○
東京 PCB 処理事業所	○	○	※2	○
北海道 PCB 処理事業所	○	○	○	○

※1 北九州 PCB 処理事業所において処理を行います。なお、処理の手続・時期につきましては、当社から個別にご案内します。

※2 北海道 PCB 処理事業所において処理を行います。なお、処理の手続・時期につきましては、当社から個別にご案内します。

# お申込みの手順

**お申込みの時期は、PCB廃棄物処理委託契約の直前です。手続きの詳細については、処理委託契約のご相談をさせていただく際に個別にご案内いたします。**

※ 処理の時期につきましては、都道府県の処理計画に沿って、当社の処理施設の操業計画やお客様のご希望を勘案してご提案させていただきます。



**本制度の適用を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに当社が別途ご案内する宛先に送付してください。**



## 1 自己診断及び申込書の記入

まずは6～7ページの自己診断シートで軽減措置を受けられるかどうかご確認ください。軽減対象者であることが確認できましたら、申込書の裏面に記載されている申込規約をよくお読みいただいた上で、8ページ以降の記入例を参考に全ての項目についてご記入いただき、内容を確認して代表者名で記名、押印してください。

## 2 添付書類の準備

軽減措置の適用にあたっては、対象者であることを確認させていただく必要がございますので、12ページの添付書類一覧表を参照して定められた書類をご用意ください。

なお、場合により、追加で証明書類等の送付をお願いすることがございますのでご了承ください。

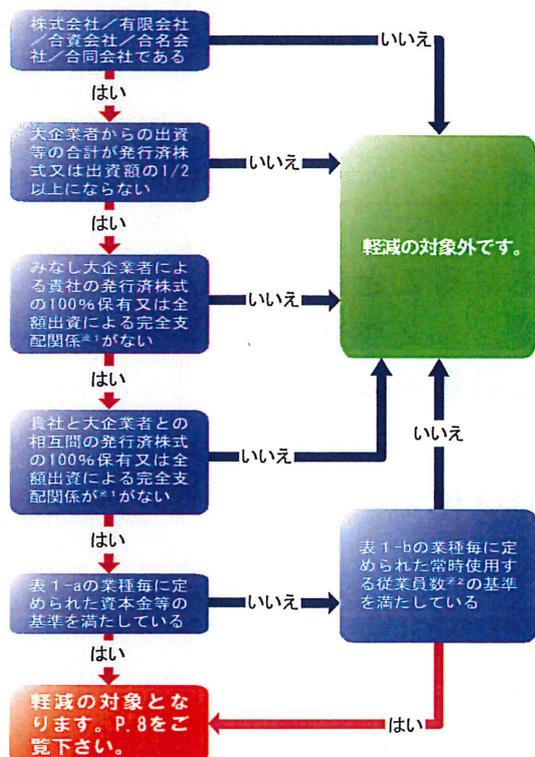
## 3 内容のチェック及び送付

記入漏れ、不足書類がある場合には対象資格の審査ができず、申込が無効になる場合がございます。内容の確認をお願いいたします。問題が無いようでしたら申込書と添付書類のセットを正副2部※をご用意いただき、当社が個別にご案内する宛先にお送りください。（お客様においても提出する正副2部とは別に、控えをとって保管してください。）

※副本の申込書にも押印をお願いいたします。ただし、副本として添付する登記簿謄本等の添付書類については写しでも差し支えありません。

# 自己診断シート

## 会社（株式・有限・合資・合名・合同）として申請する場合



※1 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

## 個人事業主として申請する場合

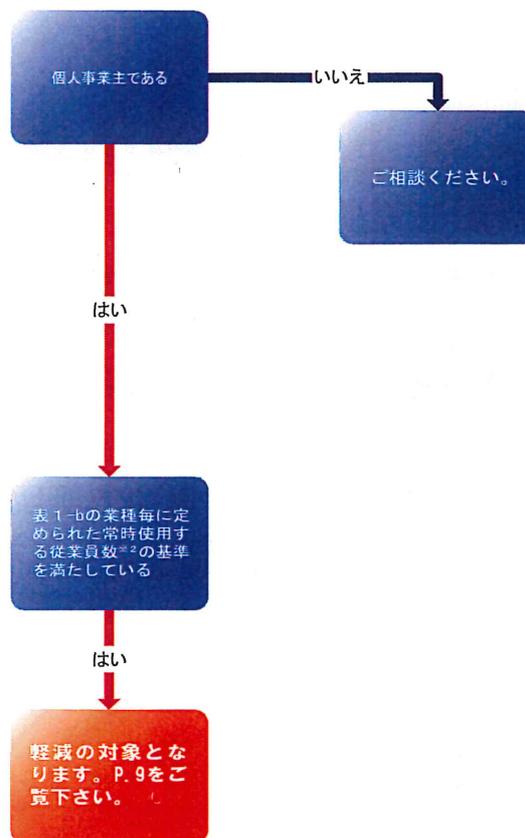


表1-a 中小企業者要件（資本金等）

主たる業種	資本金または出資の総額
製造業	3億円以下
卸売業	1億円以下
サービス業	5,000万円以下
小売業	5,000万円以下
ゴム製品製造業	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
旅館業	5,000万円以下
その他	3億円以下

表1-b 中小企業者要件（従業員数）

主たる業種	常時使用する従業員数
製造業	300人以下
卸売業	100人以下
サービス業	100人以下
小売業	50人以下
ゴム製品製造業	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
旅館業	200人以下
その他	300人以下

### 中小企業団体として申請する場合

### 会社以外の法人として申請する場合

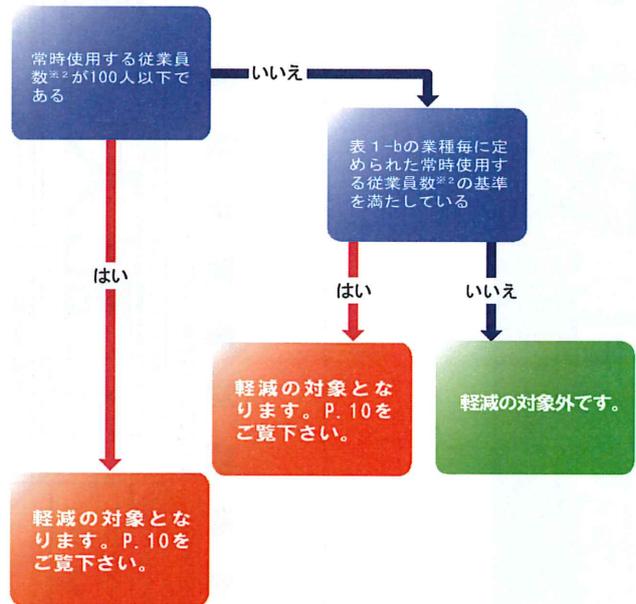
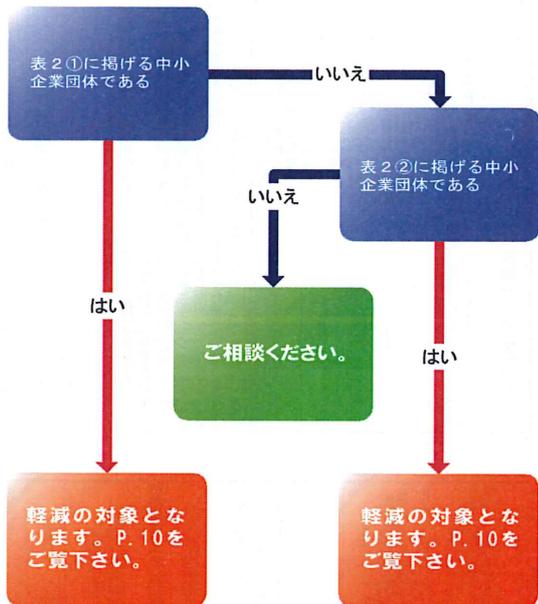


表2 中小企業団体

団体の基準	例
① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
② 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1の要件を満たす者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等

※2 常時使用する従業員数とは、事業者として雇用するもの全体の数であって、支社や工場等の事業場における従業員数ではありません。

例：資本金10億円、社員1,000人を雇用する株式会社Aは製造業を営む会社であり、支店のひとつであるB営業所がPCB廃棄物を保管している。B営業所では常時使用する従業員を100人雇用している。なお、A社は同族会社であり、大企業からの出資等は受けていない。

この場合、製造業の資本金の基準は表1により3億円となるため、資本金では基準を満たすことが出来ない。次に常時使用する従業員数をみると、表2により300人以下であれば軽減対象となるが、常時使用従業員数は支店等の事業場単位ではなく会社単位で判断するため、常時使用する従業員を1,000人雇用するA社は軽減の対象外となる。

# 申込書記入例 (会社 (株式会社・有限・合資・合名・合同))

## 【事業者基本情報記入欄】

- 登記簿謄本に記載されている番号、代表者役職・氏名、住所をフリガナを含め正確に記入してください

## 【株主・出資関係欄】

- 他者からの出資がない場合でも、必ず記入してください
- 株主又は出資者を大企業、中小、個人、その他の区別に記載願います
- 大企業以外の株主・出資者が合計50%を超えるよう記入してください。記入欄が足りない場合は、別紙等に追加してください

## 【主たる業種欄】

- 直近の決算においても最も売上高が大きい事業が属する業種を番号で記入してください
- 事業場単位ではなく、事業場単位で記入してください
- 直近の法智書における事業別売上を記入してください

様式1 (会社・個人事業主、法人及び中小企業団体用)

## 軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

申請日 平成 30 年 11 月 1 日

組織区分  会社  個人事業主  中小企業団体  個人

申込者 (フリガナ) 中環防衛安全工業 (株) 環境安全工業 代表取締役 環境 太郎

申込者 (フリガナ) 中環防衛安全工業 (株) 環境安全工業 代表取締役 環境 太郎

申込者住所 〒1000514 東京都港区〇〇1-1-7

発行日 2018年11月1日

発行番号 100000000

出資総額 100,000,000 円

出資者数 200 人

1 主要株主等の状況 (①～④欄については⑤の分類を(中心)とした場合の記入ください)

氏名	① 種類	② 業種	③ 割合 (%)	④ 出資額 (円)	⑤ 分類
環境 太郎	個人	10%	100,000,000	100	個人
(株) 防衛安全工業	中小	40%	100,000,000	100	中小
(株) 防衛安全工業	大企業	8%	100,000,000	100	大企業
環境 三郎	個人	1%	100,000,000	100	個人
環境 次子	個人	1%	100,000,000	100	個人
保有割合合計		60%			

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無  あり (保有割合 8 %) なし

3 みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無  あり (保有割合 8 %) なし

4 貴社7大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無  あり

処理対象物に関する事項

処理対象物	数量	重量	処理方法
1 SO00012345	50 Kg	50 Kg	PCB油
2 SO00012345	60 Kg	60 Kg	安定剤
5 BO00012345	100 Kg	100 Kg	その他

※下記処理対象物の重量を記入してください

※処理方法については、①～⑤の分類を(中心)とした場合の記入ください

記入不要

JESCO利用欄

JESCO判定	判定結果
ERCA判定	判定結果 通知
ERCA判定	判定結果 通知
ERCA判定	判定結果 通知

申込者 (以下「用」という) は、中間審査・環境安全事業株式会社 (以下「乙」という) に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託するにあたり、乙が定める中小企業者登録簿の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し立てます。また、申し込みにあたり、用は以下の事項に同意します。

- 乙が定める申込書に添付書類を提出すること同意します。特に、本申込書記入事項に基づいて軽減制度の適用を受けたい旨に同意すること同意します。また、当該事項が明らかとなった場合には、当該事項に基づいて軽減制度の適用を受けたい旨に同意すること同意します。
- その他、乙が軽減制度の適用対象となる資格の判定を行うために申請申込書に記載されていない事項について照会がある場合は、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者 (フリガナ) 環境安全工業 (株) 代表取締役 環境 太郎

申込者住所 東京都港区〇〇1-1-7

●資本金額は登記簿謄本に記載されている正確な値を記入してください

●常用使用する従業員数は事業場・支社単位ではなく、会社・事業場単位で記入してください

【軽減対象廃棄物記入欄】

- 当社に登録した、処理費が軽減対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
- 数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
- JESCO利用欄には、何も記入しないでください

【申込条件同意確認欄】

- 本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には、申込者名称の記入、代表者印名及び代表者印の押印をお願いします

※代表者印の押印が必ず必要となります







# 申込書添付書類の一覧

## お申込みにあたっては、以下の添付書類をご用意ください。

		商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他
中小企業者	(1) 会社(株式・有限・合資・合名・合同)	 (法人登記簿)	 (法人税申告)	
	(2) 個人事業主		 (所得税申告)	
	(3) 中小企業団体	 (法人登記簿)		 (定款・組合員名簿※1)
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く		 (法人登記簿)	 (法人税申告)	 (従業員数を証する書類※2) (主たる業種を証する書類※3)
(5) 個人	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	 前保管者が法人 (閉鎖謄本※4)	 前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	 破産管財人 (管財人証明書)
	上記以外の個人			 (課税証明書※5、所得税申告の写し、自治体への特措法届出の写し、誓約書)

※1…特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。

※2…確定申告書添付書類 等

※3…公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です(サービス業、小売業、卸売業を除く)。それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類を提出していただくことがあります。

※4…法人の所在地を管轄する法務局(登記所)で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には、別途書類(廃業したことがわかる資料等)が必要です。

※5…証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。

-  添付書類は、申込書と同様、正副2部をご用意ください。
-  添付書類は、中小企業等軽減制度以外には使用いたしません。
-  添付書類は、お返しできませんので、ご了承おき願います。
-  必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。

**審査結果の有効期間は通知の日から90日間です。  
軽減を受けられることを確認されたら、お早めに契約の手続きをお取りください。**

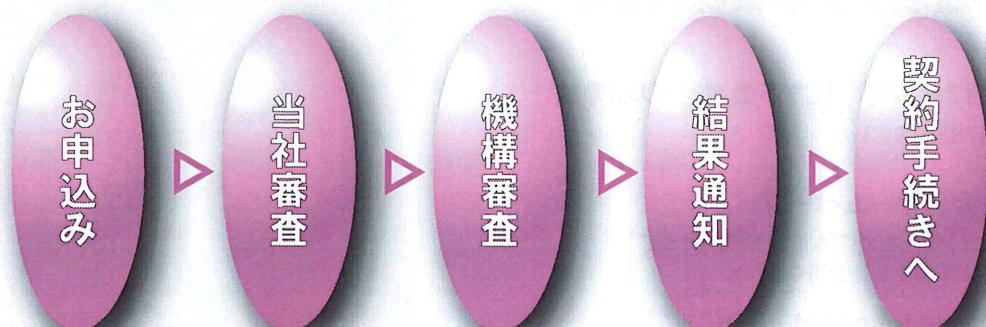
## 1 申込内容の審査

お送りいただいた申込書類により、当社及び独立行政法人環境再生保全機構が軽減制度の適用の可否について審査を行います。審査結果は当社から保管事業者様に文書でご連絡させていただきます。

## 2 契約の締結

審査の結果等に基づき、契約金額が決まります。保管者様に契約条件及び金額をご確認いただいた上で、PCB廃棄物処理委託契約の手続きを進めさせていただくこととなります。

### ▼ お申込み後の手続きの流れ



 **JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社**

【本 社】 中小軽減制度窓口

〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館

Tel:03-5765-1920 Fax:03-5765-1923

**中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページ**

〔 中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、インターネットでも情報発信を行って  
います。新しい情報を更新拡充しておりますのでぜひ活用ください。 〕

● ホームページアドレス <http://www.jesconet.co.jp>

● ご意見・お問い合わせ [pcb\\_toroku.tanto@jesconet.co.jp](mailto:pcb_toroku.tanto@jesconet.co.jp)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

